

学校法人冬木学園 公益通報に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益通報者保護法に基づき、学校法人冬木学園(以下「学園」という。)の業務に関し、法令もしくは学園内諸規則に違反する行為またはそのおそれがある行為(以下「法令違反行為」という。)が現に生じ、またはまさに生じようとしている場合において、その早期発見および是正をはかるために必要な体制を整備し、もって学園の健全な発展に資するため、必要な事項を定める。

(公益通報者)

第2条 学園の教職員、学園の指揮命令下にある派遣労働者および学園と第三者との契約に基づいて学園においてその業務を遂行する労働者(以下「教職員等」という。)ならびに、学園の運営する各学校(以下「当該学校」という。)の学生、科目等履修生、聴講生、研究生、生徒および学生・生徒・園児の保護者(以下「学生等」という。)は、法令違反行為に関する通報および相談(以下「公益通報等」という。)を行なうことができる。

2 通報の内容が、公的研究費の法令違反行為(以下「研究不正行為」という。)に関する場合、報道機関や会計検査院等の外部機関についても公益通報等を行なうことができるものとする。

(公益通報等の方法)

第3条 公益通報等を受け付ける窓口を、学園内部監査室(以下「監査室」という。)に置く。

2 公益通報等は、電子メール、電話、FAX、書面または面談の方法によって行なうことができる。

(禁止事項)

第4条 教職員等および学生等は、不正の利益を得る目的、学園または第三者に損害を加える目的、その他誹謗中傷等の不正の目的をもって、公益通報等を行なってはならない。

(公益通報等への対応)

第5条 監査室は、教職員等、学生等および外部機関から公益通報等があった場合は、その公益通報を行なった者(以下「公益通報者」という。)に対し、すみやかに通報を受付けた旨を通知し、その内容に応じて、迅速かつ適切に対応しなければならない。

(調査の開始)

第6条 監査室は、公益通報等の受付後すみやかに、通報内容に関する調査の必要性の有無、その他通報に関する対応を決定しなければならない。ただし、法令違反行為として通報された事実が存在しないことが明らかであるときは、この限りではない。

2 監査室長は、前項の定めによる調査の実施または不実施について、学園理事長(以下「理事長」という。)に報告した上で、当該教職員等、学生等および当該外部機関に対し、その旨を報告しなければならない。ただし、当該教職員等、学生等および当該外部機関の連絡先が明らかでない場合は、この限りではない。

3 研究不正行為の場合、前項に規定する報告について、当該研究費の配分機関および文部科学省に対し受付から30日以内に行なうものとする。

(専門的事項)

第7条 監査室は、公益通報等の取扱いにおいて、高度の専門性を要すると判断した場合は、理事長の承認の上で、外部に意見を求めることができる。

(調査委員会の設置)

第8条 監査室は、理事長の承認の上で、通報内容の事実関係の調査のため、調査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

- (1) 委員会は学園専任教職員 3 名、監査室長および法人事務局長を委員とする。
 - (2) 前号の委員は理事長が任命する。
 - (3) 委員長は、委員の内から理事長が任命する。
- 2 委員長が必要と認めた場合、委員会に 1 名の外部委員を加えることができる。外部委員の委嘱は、理事長が行なう。
 - 3 研究不正行為の場合、委員会の委員は、監査室長、法人事務局長および 2 名の外部委員の 4 名とする。その外部委員は、学園、通報者および調査対象者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
 - 4 理事長は、研究不正行為のうち、研究者の故意または研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざんおよび盗用(以下「特定不正行為」という。)により委員会委員を任命または委嘱したときは、調査委員の氏名や所属を公益通報者および公益通報を受けた者(以下「調査対象者」という。「公益通報者」と「調査対象者」とを併せて「公益通報者等」という。)に通知するものとする。これに対し、公益通報者等は、その通知を受けた日から起算して 7 日以内に、書面により理事長に対し、調査委員に関する異議申立てを行なうことができる。
 - 5 理事長は、前項に規定する異議申立てがあつた場合、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員を交代させるとともに、その旨を公益通報者等に書面により通知する。

(調査の実施)

- 第 9 条 委員会は、調査対象部門の責任者および調査対象者に対し、調査の実施のために必要な帳票および資料の提出または事実の報告および説明を求めることができる。
- 2 調査対象部門の責任者および調査対象者は、前項の請求があつた場合は、正当な理由がある場合を除いて、これに応じなければならない。
 - 3 委員会は、不正の有無および不正の内容、関与した者およびその関与の程度、金銭に関連する場合はその金額等について調査するものとする。
 - 4 研究不正行為の場合、委員会は調査の実施にあたり、当該研究費の配分機関に対し、調査方針、調査対象および調査方法について報告および協議しなければならない。
 - 5 研究不正行為の場合、委員会は調査中における当該研究費の支出執行停止を、支出承認権者に対し命じることができるものとする。
 - 6 研究不正行為の場合、委員会は不正の有無および関与した者およびその関与の程度、金銭に関連する場合はその金額等について認定するものとする。

(遵守事項)

- 第 10 条 監査室員および委員会委員は、その職務の遂行にあたり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 教職員等、学生等および第三者の権利または正当な利益を侵害しないこと
 - (2) 調査対象部門や調査対象者の業務の遂行に重大な支障を与えないこと
 - (3) 常に公平不偏の態度を保持し、全て事実に基づいた調査を実施すること
 - (4) 公益通報者を特定する情報について、本人の同意がある場合を除き、その秘密を保持すること
 - (5) 職務上知得た事実を正当な理由なく他に漏洩しないこと
- 2 監査室員および委員会委員は、その職を離れた場合であっても、前項第 4 号および第 5 号に定める事項を遵守しなければならない。

(報告)

第11条 委員会委員長は、委員会が調査を開始した後、適宜、その進捗状況を理事長に報告するとともに、調査を終了した後、ただちに、その結果を理事長に報告しなければならない。

- 2 理事長は、研究不正行為の場合、受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の公的研究費における管理・監査体制の状況および再発防止計画等を含む最終報告書を、当該研究費の配分機関および文部科学省に報告するものとする。期限内に調査が完了しない場合、調査の中間報告書を当該研究費の配分機関に提出する。また、調査の過程であっても、不正事実が一部でも確認された場合、すみやかに認定し、当該研究費の配分機関および文部科学省に報告するものとする。
- 3 研究不正行為の場合、委員会は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該研究費の配分機関からの資料提出、閲覧および現地調査の申入れに応じるものとする。
- 4 特定不正行為の場合における調査結果の報告書に記載する事項は、別表に定める。

(不服申立ておよび再調査)

第12条 不正行為と認定された調査対象者は、調査結果の通知を受けた日から起算して10日以内に、理事長に対し、書面により不服申立てを行なうことができるものとする。ただし、その期間にあっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできないものとする。

- 2 通報等が悪意に基づくものと認定された公益通報者は、その認定について前項と同様の手続きにより不服申立てを行なうことができるものとする。
- 3 不服申立ての審査は、委員会が行なう。理事長は、新たに専門性を要する判断が必要となる場合には、調査委員を交代もしくは追加する、または委員会に代えて他の者に審査をさせることができる。ただし、理事長が当該不服申立てについて、委員会構成等の変更の必要がないと認めるときは、この限りではない。
- 4 委員会は、不服申立てについてその内容を検討し、再調査を実施するか否かを決定する。再調査の実施を決定した場合には、委員会は不服申立てを行なった公益通報者等(以下「不服申立て人」という。)に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、再調査への協力を求めることができる。委員会の再調査および報告ならびに理事長の報告の手続きは第11条に準じるが、再調査期間は50日間を目途とする。委員会は、再調査を実施せず、不服申立ての却下を決定した場合には、その理由を付して書面により不服申立て人に通知し、理事長に報告する。
- 5 委員会は、前項において再調査の協力が得られない場合には、再調査を行なわず審査を打切ることができる。委員会は、その場合、調査打切りを書面により不服申立て人に通知し、理事長に報告する。
- 6 特定不正行為の場合、理事長は、本条第1項による不服申立て、本条第4項による再調査の決定または却下があった場合、当該研究費の配分機関および文部科学省に報告する。

(是正措置等)

第13条 理事長は、法令違反行為の存在が確認された場合は、遅滞なく、その是正措置および再発防止措置を講じなければならない。

- 2 理事長は、法令違反行為を行なった者について、教職員であれば学園就業規則に基づき職員懲戒委員会に、学生等であれば学生懲戒規程等に基づき学生懲戒委員会等に、その処分についての審議をさせた上で、懲戒を行なうものとする。
- 3 監査室長は、本条第1項の措置が講じられた場合は、当該措置に係る法令違反行為に関する通報を行った教職員等および学生等に対し、その措置の内容を報告しなければならない。ただし、当該教職員および学生等の連絡先が明らかでない場合は、この限りではない。

(不利益取扱いの禁止)

第 14 条 学園は、教職員等および学生等が公益通報等を行なったことを理由として、当該教職員等に対し、解雇、減給、降格またはその他の不利益な取扱いを行なってはならない。また、当該学生等に不利益な取扱いを行なってはならない。ただし、教職員等および学生等が不正の目的をもって公益通報等を行なった場合は、この限りではない。

2 教職員等および学生等は、他の教職員等および学生等が公益通報等を行なったことを理由として、当該教職員等および学生等に対し、不利益な取扱いを行なってはならない。

(委員会の事務)

第 15 条 委員会に関する事務は、法人総務部が行なう。

(規則の改廃)

第 16 条 この規程の改廃は、理事会の議を経て理事長が行なう。

附 則

この規程は、平成 22 年 10 月 19 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 12 月 26 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 1 月 5 日から施行する。

別紙

調査結果の報告書に盛り込むべき事項

1. 経緯・概要

- (1) 発覚の時期および契機 (※ 「告発」の場合はその内容・時期等)
- (2) 調査に至った経緯等

2. 調査

- (1) 調査体制 (※ 調査機関に属さない外部有識者を含む調査委員会の設置)
- (2) 調査内容

ア. 調査期間

イ. 調査対象 (※ 対象者、対象研究活動、対象経費 [競争的資金等、基盤的経費])

ウ. 調査方法・手順 (例：書面調査 [当該研究活動に係る論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査等]、関係者のヒアリング、再実験を行った場合は、その内容および結果等)

エ. 調査委員会の構成 (氏名・所属を含む。)、開催日時・内容等

3. 調査の結果 (特定不正行為の内容)

- (1) 認定した特定不正行為の種別 (例：捏造、改ざん、盗用)
- (2) 特定不正行為に係る研究者 (※ 共謀者を含む。)

ア. 特定不正行為に関与したと認定した研究者 (氏名 (所属・職 (※ 現職))、研究者番号)

イ. 特定不正行為があったと認定した研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定した研究者 (氏名・職 (※ 現職)、研究者番号)

(3) 特定不正行為が行なわれた経費・研究課題

ア. 競争的資金等

- ① 制度名
- ② 研究種目名、研究課題名、研究期間
- ③ 交付決定額または委託契約額
- ④ 研究代表者氏名 (所属・職 (※ 現職))、研究者番号
- ⑤ 研究分担者および連携研究者氏名 (所属・職 (※ 現職))、研究者番号

イ. 基盤的経費

- ① 運営交付金
- ② 私学助成金

(4) 特定不正行為の具体的な内容 (※ 可能な限り詳細に記載すること)

ア. 手法

イ. 内容

ウ. 特定不正行為と認定した研究活動に対して支出された競争的資金等または基盤的経費の額およびその用途

(5) 調査を踏まえた機関としての結論と判断理由

4. 調査機関がこれまでに行なった措置の内容

(例) 競争的資金等の執行停止等の措置、関係者の処分、論文等の取下げ勧告等

5. 特定不正行為の発生要因と再発防止策

- (1) 発生要因 (不正が行なわれた当時の研究期間の管理体制、必要な規程の整備状況を含む、) (※ 可能な限り詳細に記載すること)
- (2) 再発防止策